

2021 年度入学試験問題 出題趣旨(刑事訴訟法)

小問1は、第1に、刑訴法320条1項の規定および供述証拠の意義を踏まえた伝聞法則の実質的根拠から、伝聞法則の正しい定義を導き出すことができること、第2に、伝聞証拠の定義をもとに、本問申告書が被告人の公判外供述を内容とする書面にあたるかどうか、また、検察官の掲げる立証趣旨を参照しつつ、申告書の内容たる被告人の公判外供述が供述証拠として、すなわち被告人の公判外供述の内容たる事実としての「他人から預かった物があつたかどうか」(公判外供述の内容たる事実は「預かった物がないと申告したかどうか」ではない。したがって「預かった物がないと申告したこと」の真実性が問題となるわけではない)を証明するために用いられるのかどうかを正しく判断できること、を確認する問題である。伝聞証拠の定義をパターン化された論述による抽象的な言葉として記憶しているだけでなく、具体的な証拠がその定義に該当するかどうかをその証拠が用いられる具体的な事実に即して判断することができることを期待した。

小問2は、検察官の立証趣旨どおりの事実を証明するための証拠として、裁判所が申告書を証拠採用したことを前提として、Xは覚せい剤が入っていることを認識していたと主張・立証しようとする検察官の立場から、Xがチョコレート缶をYから預かったにもかかわらず、申告書に「預かった物はない」とする虚偽の供述を記載したのはなぜか、Xが自己のスーツケースのなかに「預かった物」があることを隠そうとしたのはなぜかなどを考えようとして、検察官の推論の過程を辿ることができるかを確認するものである。

小問3は、Xは覚せい剤が入っていることを認識していなかったと主張・立証しようとする弁護人の立場から、Xにおいてチョコレート缶のなかに覚せい剤が入っていることを認識していなくとも、「預かった物はない」という虚偽の供述をする場合がありありうるか、あるとすればどのような理由からかなどを考えようとして、検察官の推論に対する反論たる推論の過程を辿ることができるかを確認するものである。